

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

高知県の「ひだか和紙」の5代目経営者は、和紙の需要が減少し、このままでは衰退するしかないと考え目をつけたのが傷んだ古文書や絵画の上から貼る修復用の和紙。透けるほどの薄さと強さを持つ0.02ミリという極薄の和紙の製造に切り替えました。

昔ながらの工法を活かして試行錯誤を重ね、軌道に乗せるのに5年を要しましたが、国内ばかりでなく、大英博物館やルーブル美術館からもオーダーが舞い込むようになり、取引先は現在30カ国以上です。

一朝一夕には辿り着けません。試練に耐え続けた先に進化はあります。

私の書棚より

○私たちが直面している最大の危機はウイルスではなく、人類が内に抱えた魔物たち、すなわち、憎悪と強欲と無知、人間どうしの信頼の欠如のせいでもあります。

○この感染症が最終的にどんなインパクトを与えるかは、あらかじめ決まっているわけではなく、私たち次第です。この危機がどのような結末を迎えるかは、私たちが選ぶのです。

「パンデミック」
ゴッタル・ノア・ハリ著 河出書房新社

税務アンテナ

□相続時精算課税制度の適用要件は、贈与者が65歳以上の親又は祖父母で、受贈者は贈与者の推定相続人である20歳以上の子又は孫です。受贈者が2,500万円まで贈与税を納めずに贈与を受けることができますが、贈与者に相続が発生した場合には、その贈与財産を贈与時の価額で相続財産に加算して相続税額を計算します。

このため、贈与者の相続財産の価額が、その贈与財産を加えても、相続税の基礎控除額以下であれば、贈与税も相続税も課税されないこととなります。

又、相続時精算課税制度を選択して贈与を受けた財産は、相続放棄をしても、民法上の放棄の対象となる相続財産にはなりません。

□リース取引のうち、譲渡条件付リース、割安購入選択権付リース、特別仕様物件等のような所有権移転ファイナンスリースは、税務上、売買取引となり、通常の減価償却限度額の計算をします。

また、所有権移転外ファイナンスリースも、税務上、売買取引となりますが、中小企業は、賃貸借処理も認められています。売買処理をした場合の減価償却限度額の計算方法は、リース期間定額法となり、消費税法上も、リース料総額を全額仕入控除することができます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務スケジュール

10日	○11月分の源泉所得税の納付
31日	○10月決算法人の確定申告 ○2年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○1年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告(年末年始につき1月4日)

31日	○12月決算法人の消費税各種選択届出書提出(休日につき28日)
-----	---------------------------------

今月の贈る言葉『見えないと始まらない。見ようとしないと始まらない』 by ガリレオ・ガリレイ